

令和7年度旭川市農業委員会第11回総会議事録

- 1 開催日 令和8年2月25日(水曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時06分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 24名
2番 北原 浩美 3番 松原 朗 4番 吉田 豪人
5番 市田 敏行 7番 佐藤 慎二 8番 川上 和幸
9番 小出 範之 10番 中島 張 11番 湯浅 光二 12番 楠 栄
14番 石尾 卓也 15番 只石 博幸 16番 柿木 和恵
17番 廣田 健太郎 18番 廣瀬 康行 19番 小竹 一茂 20番 山中 泰典
21番 千代 圭 22番 佐藤 博則 23番 鈴木 剛 24番 高橋 一政
25番 前田 靖雄 26番 山田 孝 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員 1番 橋本 幸博 6番 佐藤 絢也 13番 請川 幹恭
- 6 事務局職員 佐藤事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
稲場副主幹 斉藤主任 川原主任
御前
- 7 農政部農政課職員 岡田主査
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 20番 山中 泰典 21番 千代 圭
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (8) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第4号 現地目証明願について(専決)

1.1 議事

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第11回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は24名でございます。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、1番橋本委員、6番佐藤委員、13番請川委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号20番山中委員、21番千代委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 議案書の該当ページは1ページないし8ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が17件、使用貸借権の設定が6件の合計23件でございます。
- 地区の内訳は、所有権移転が、東鷹栖地区3件、永山地区1件、江神地区2件、西神楽地区8件、東旭川地区3件、使用貸借権の設定が、永山地区3件、西神楽地区2件、東旭川地区1件となっております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号15番につきましては、小竹委員に関係がありますので、小竹委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
- それでは、事務局から説明いたします。

- 事務局（西村副主幹） 議案書の5ページ、番号15番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 本件につきましては、議案補足資料15ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号15番について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号15番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 番号1番及び2番、4番ないし11番、14番、17番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
- 番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号12番につきましては、国有農地を払い下げる案件でございます。
- 番号13番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人がすでに取得している隣接地と併せて効率的に耕作しようとする案件でございます。
- 番号16番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号18番、20番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を貸し付け、借主が農業に精励しようとする案件でございます。
- 番号19番につきましては、貸主が所有する農地を借主を変更して貸付し、借主が農業に精励しようとする案件でございます。
- 番号21番及び22番につきましては、貸主、借主それぞれが、所有する農地をお互いに無償で貸し付け、効率的に耕作しようとする案件でございます。
- 番号23番につきましては、貸主が経営する法人へ農地を無償で貸し付ける案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし14ページ、16ページないし2

3 ページの農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号 1 番ないし 1 4 番、1 6 番ないし 2 3 番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5 番市田です。

番号 1 8、1 9、2 0 の件ですが、これは●くんから●●さんと●●さんに貸し付けるようになっていますが、借り手側の（経営）面積が全部同じなのはおかしくないですか。

○事務局（西村副主幹） 当事者は台帳上一つの経営体という扱いになっていますので、経営面積は変わらないということになります。

○委員（市田 敏行） 家族だとかいう表現になる。

○事務局（西村副主幹） 家族は一般的には一つの経営体となります。例えば住所が違っていても、一つの経営体ということはありません。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号 1 番ないし 1 4 番、1 6 番ないし 2 3 番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは 9 ページ、議案補足資料は 2 4 ページないし 3 3 ページでございます。

番号 1 番は、第 1 種農地において農家住宅を建築しようとするものです。

議案補足資料 2 4 ページの位置図を御覧ください。

申請地は J R 東旭川駅から北東へ 3. 6 km に位置します。

次に、資料 2 5 ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、住宅、駐車場及び通路が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料26ページの総括表に記載しております。詳しくは資料27ページ及び28ページの意見書案のとおりとなっておりますので、合わせて御確認ください。

続きまして、議案書9ページ、番号2番を御覧ください。

本件は農用地区域内農地及び第1種農地において、農業用格納庫の建築のため転用するものです。

申請者が転用許可の必要性を認識しておらず、昨年8月に転用申請をせずに農業用格納庫を設置しており、地区農業委員の御指摘もあり、転用許可の追認を受けようとするものであります。

議案補足資料29ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭川市役所東旭川支所から東へ約4.5kmに位置します。

次に、資料30ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、格納庫及び通路が設置されています。

審査内容の概要につきましては、資料31ページの総括表に記載しております。

詳しくは資料32ページ及び33ページの意見書案のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

なお、2件とも30a以下の農地転用案件で、かつ、農家住宅又は農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取は行わないことといたします。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(川原主任) 日程第3議案第3号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは11ページ、議案補足資料は34ページないし36ページでございます。

本件につきましては、東鷹栖地区の認定農業者が農業用施設を設置するに当たり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無について判断をいただくものです。なお、支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、北

北海道に意見照会し、農業委員会の判断が適当であるとされた場合に、農地法の規定による転用許可が不要となります。

議案補足資料34ページの位置図を御覧ください。

申請地は東鷹栖公民館第三分館から北西へ約1.3kmに位置します。

次に、資料35ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、農機具格納庫、通路を整備する計画です。

次に、資料36ページの農地転用総括表を御覧ください。下段に記載の「6転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄」に記載のとおり、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはなく、また、申請地の位置的にも、集团的に存在する農地を分断するおそれはないものと考えられます。

なお、本件につきましては、事前にJA及び土地改良区から「支障ない」旨の意見をいただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはない」と判断し、北海道に意見照会することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは13ページないし52ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第1項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、利用権設定が83件でございます。

地区の内訳ですが、東鷹栖地区が6件、永山地区が1件、西神楽地区が7件、東旭川地区が69件となっております。

面積は192.5haでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号11番につきましては、佐藤博則委員に関係がありますので、佐藤博則委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 議案書の19ページ、番号11番は、借主変更によるものでございます。以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号11番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号11番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。
番号13番につきましては、小出委員に関係がありますので、小出委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 議案書の20ページ、番号13番は、土地改良事業に伴う一部貸付によるものでございます。以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号13番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号13番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。
番号49番につきましては、小竹委員に関係がありますので、小竹委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。

- 事務局（稲場副主幹） 議案書の37ページ、番号49番は、期間満了再設定によるものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号49番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号49番についても「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
- 議長（山田 孝） 引き続き、議事参与の制限がある案件について審議いたします。
番号55番ないし72番につきましては、廣田委員に関係がありますので、廣田委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 議案書の39ページないし47ページ、番号55番ないし72番の18件は、全て期間満了再設定によるものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号55番ないし72番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号55番ないし72番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
- 議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 議事参与制限の21件を除く62件についてご説明します。
期間満了再設定が56件、借主変更が4件、稼働力不足による一部貸付が1件、解約再設定が1件でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の21件を除いた62件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

- 委員（市田 敏行） 5番市田です。
この件について問題はないと思っておりますが、1件だけお聞きしたいのですけれども、私の考えでは、総面積と水張面積では10a当たりの単価は総面積のほうが下がりますよね。畦畔を含みますから。ところが56番と75番については、水張面積よりも総面積の単価の方が高い。83件あるうち81件は総面が金額が低いのに、この2件だけが総面が高い。こういうことは普通はありえないという気がするのですが、訂正したほうがいいのでは。
- 事務局（稲場副主幹） 2件とも共通しているのは、単純に水張だけではなくて、56番でいえば畑面積が含まれていたり、75番でいえば水張面積でも田んぼによって単価の違いを設けているといったことがありますので、そこが他の案件とは違う部分があります。
- 委員（市田 敏行） この土地のことはわかっているものだから、畦畔が大きいところなので、それに対して総面積の方がこんなに大きくなるのは有り得るのかなど。
- 事務局（稲場副主幹） 再度あらためて確認しまして、その結果についてロゴチャットで委員の皆様にお示ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
- 委員（市田 敏行） わかりました。
- 議長（山田 孝） 今説明がありましたけれども、この件については、なぜこうなったかについてわかるような方法で報告をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（齊藤主任） 日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは53ページ及び54ページ、補足資料の該当ページは37ページないし42ページでございます。
市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市

町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づき、旭川市長から意見を求められているものでございます。

農用地利用計画につきましては、3件の変更案となっております。

番号1番につきましては、今後も田として永続的に利用するため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号2番につきましては、農家住宅建設のため、農用地区域からの除外となる案件でございます。

番号3番につきましては、経済事情の変動その他情勢の推移のため、農用地区域からの除外となる案件でございます。

続いて、旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更につきましては、番号2番に係る農家住宅建設に伴う転用を行う案件でございます。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づくものであり、農地法の現況主義に基づく農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、計画の変更案は妥当である旨を旭川市長に回答することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（御前） 日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは55ページ及び56ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に5件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区1件、江神地区1件、東旭川地区1件となっております。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（御前） 日程第7報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは57ページ、議案補足資料は43ページないし48ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に6の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、議案補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

なお、番号2番の法人につきましては、議案補足資料44ページの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、理事等の総数のうち農業に常時従事する構成員数が過半数を超えておりませんが、次の事業年度に是正する意思が確認出来たことから、農地所有適格法人の要件を再び充足すると見込まれるため、「適（是正見込）」としております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（齊藤主任） 日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは59ページないし63ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で6件、永山地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件、合計で9件ご

ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5番市田です。

参考までに聞きたいのですが、案件の3から6、これはトラブルがあつて松原委員長のもとで仲介が不成立だった案件だと思うのですが、その後の状況についてはどのようなことになっているのでしょうか。大本が逮捕されてガタガタになって、賃料にしても未収の状態が続いていると思うのだけれども、これは解決したのですか。

○事務局（有馬次長） そのあたりは解決はしていません。

○委員（市田 敏行） とりあえず解約だけということ。

○事務局（有馬次長） 合意を得たので解約したということです。

○委員（市田 敏行） 今後どのようになるかですよね、憶測でものはいえないと思いますけど。

○事務局（有馬次長） 現在係争中ですので、まだ確定していないということです。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第9報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは65ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に市街化区域内の土地における現地目証明の願出が3件あり、事務局で確認しましたところ現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行

したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和7年度旭川市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

総会審議中になされた質問への回答について

総会審議中、議事録にあるとおり、議案第3号番号57番及び75番について市田委員から質問があった。
総会終了後の当日中に自治体専用ビジネスチャット（LoGoチャット）により市田委員を含む全委員に回答がなされ、市田委員からその回答について了承を得たので、次のとおり記録する。

1 回答時間 令和8年2月25日 16時20分

2 回答内容

○事務局（渡辺主査）

本日の総会の質疑について御回答いたします。議案第4号 促進計画の要請について、備考欄の借賃について、総面積単価と水張単価が記されているが、総面積単価より水張単価の方が低い議案が2件ある件について

議案56番 借賃（水張面積） $445.0a \times 10,000\text{円} / 10a = 445,000\text{円}$
借賃（畑総面積） $13.65a \times 3,000\text{円} / 10a = 4,095\text{円}$
借賃（総面積） $449,000\text{円} \div 409.42a \times 10 \div 10 = 10,900\text{円} / 10a$
※水張面積については所有者と耕作者に確認済

議案75番 借賃（水張面積） $421.2a \times 12,900\text{円} / 10a \div 10 = 543,500\text{円}$
借賃（水張面積） $26.5a \times 8,000\text{円} / 10a \div 10 = 21,200\text{円} \rightarrow 20,000\text{円}$
借賃（総面積） $563,500\text{円} \div 409.28a \times 10 \div 10 = 13,700\text{円} / 10a$
※水張面積については所有者と耕作者に確認済

計算過程について

1の契約について複数の単価が存在する場合、まずそれぞれの単価と対象面積で計算して算出した額を合算し、それを借賃とします。その借賃を総面積（登記面積）で割り返し、総面積単価を算出します。その計算結果により、総面積単価が水張単価を上回る場合があります。

○委員（市田敏行）

計算式が間違っていないですか。私の計算では56番の総面積単価は9800円程、75番は12600円になりますけど。

○事務局（渡辺主査）

借賃総額を水張面積の合計で割り返すとご指摘の単価になります。

今回の2件につきましては、所有者の農地の登記面積（総面積）より、水張面積の合計が上回っていることにより、総面積単価と水張面積単価が逆転しているものです。本来、水張面積が総面積（登記面積）を上回ることはあり得ないため、申し出があり特殊な事情で計算した契約については機械的に登記面積で割り返すのではなく、ご指摘のとおり水張面積の合計を元に総面積単価を計算し、記載してまいります。

○委員（市田敏行）

わかりました。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

山中泰典

署名委員

千代 圭